

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	
告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（4件）	(治山林道課) 1
○道路の区域変更（2件）	(道 路 課) 2
○道路の供用開始（2件）	(") 2
公 告	
○令和2年度屋外広告物講習会の開催	(都市計画課) 2

告 示

高知県告示第826号

平成31年2月農林水産省告示第339号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
 神奈川県横浜市中区寺久保42番地
 イ 氏名
 寺岡 康臣

(2)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡仁淀川村高瀬1678番地
 イ 氏名
 山口 進

(3)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡伊野町楨15番地
 イ 氏名
 井上 長英

(4)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡十六村中追834番地
 イ 氏名
 伊藤 豊美

(5)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡吾北村上八川丙2625番地、丙2633番地

イ 氏名
 川村 達寿

(6)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡吾北村小川東津賀才672番地

イ 氏名
 柿内 袈裟重

(7)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡吾北村小川東津賀才671番地

イ 氏名
 伊藤 節雄

(8)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡小川村東津賀才672番地

イ 氏名
 柿内 稔

(9)ア 登記簿記載の住所
 愛媛県松山市中央一丁目400番地 1

イ 氏名
 柿内 嗣久

(10)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡小川村東津賀才70番屋敷

イ 氏名
 大久保 善太郎

(11)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡小川村東津賀才86番屋敷

イ 氏名
 筒井 久

(12)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡小川村東津賀才89番屋敷

イ 氏名
 筒井 馬之助

(13)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡小川村西津賀才

イ 氏名
 藤田 竹五郎

(14)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡池川町宮ヶ平167番地

イ 氏名
 伊藤 智加

(15)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡池川町竹ノ谷1061番地

イ 氏名
 竹本 和寿

(16)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡吾川村二子野73番地

イ 氏名

西森 新三郎

(17)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡川内村大内2624番地

イ 氏名
 西村 円蔵

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和58年10月農林水産省告示第1846号

(2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第827号

平成31年2月農林水産省告示第345号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡大方町蛭川1322番地

イ 氏名
 金子 保

(2)ア 登記簿記載の住所
 宿毛市錦1106番地 8

イ 氏名
 布山 英

(3)ア 登記簿記載の住所
 土佐市高岡町甲848番地 4

イ 氏名
 松田 高男

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和56年2月農林水産省告示第286号

(2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第828号

平成31年2月農林水産省告示第347号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森

林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐清水市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
土佐清水市上野1322番地
 - (2) 氏名
岡山 勝彦
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年10月農林水産省告示第1487号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第829号

平成31年2月農林水産省告示第348号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村井野川17番屋敷
 - イ 氏名
平賀 秋時
 - (2) ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村井ノ川29番屋敷
 - イ 氏名
筒井 甚作
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年10月農林水産省告示第1571号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町吉野字横谷口1996番1から香美市香北町吉野字横谷口1996番1まで	前	6.6 }	57
	後	8.0	
香美市香北町吉野字横谷口1996番3から香美市香北町吉野字横谷口1996番1まで	前	7.5 }	57
	後	17.9	

高知県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈良香北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町西川字中屋乙2583番1から香美市香北町西川字中屋敷乙2516番まで	前	3.1 }	319
	後	7.3	
香美市香北町西川字中屋敷乙2516番まで	前	3.1 }	319
	後	8.1	

高知県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町吉野字横谷口1996番3から香美市香北町吉野字横谷口1996番1まで	57	令和2年10月20日

高知県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈良香北
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町西川字中屋乙2583番1から香美市香北町西川字中屋敷乙2516番まで	319	令和2年10月20日

公 告

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第42条の規定により、令和2年度屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

<p>1 講習会の対象者 屋外広告業に従事している者若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者又は屋外広告業に従事しようとし、若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者になろうとする者</p> <p>2 講習会の開催日時 令和2年12月3日（木）午前10時から午後5時まで</p> <p>3 講習会の開催場所 高知市追手筋二丁目1-1 オーテピア高知図書館 4階ホール</p> <p>4 講習会における講習科目 (1) 広告物及び掲出物件に関する法令 (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項</p> <p>5 講習会の受講手続 (1) 受講申込みの申込先及び受付期間並びに受講定員 ア 申込先 高知市丸ノ内一丁目2番20号（郵便番号780-8570） 高知県土木部都市計画課 イ 受付期間 令和2年10月20日（火）から同年11月18日（水）まで 直接持参する場合は、当該期間内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和33年法律第178号）第3条に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、郵送による場合は、令和2年11月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。 ウ 受講定員 40名 (2) 受講申込書 高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所並びに高知市都市建設部都市計画課に備え付ける所定の用紙又は高知県土木部都市計画課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/）からダウンロードした用紙を用いること。 (3) 受講手数料 3,400円（当該額に相当する額の高知県収入証紙を受講申込書の高知県収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること（高知県収入証紙には、消印をしないこと。）。） (4) 講習科目の一部免除 高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）第27条第2項の規定により、講習会における講習科目のうち、広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面の写しを受講申込書に添えて提出すること。</p> <p>6 講習会に関する問い合わせ先</p>	<p>講習会についての詳細は、高知県土木部都市計画課計画担当（電話番号088-823-9846）に問い合わせること。</p>	
---	--	--